



# A1

## 4. 病院で治療を受ける際、健康保険証を使うことも、健康保険の傷病手当金を受けることもできない。

健康保険が使えるのは**業務外**で生じたけがや病気です。

健康保険法第1条において、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うと規定されています。

今回、福岡さんの骨折の原因は**業務上**の事故によるものですので、健康保険ではなく、労災保険の保険給付の対象です。福岡さんは近くの労働基準監督署へ相談することになります。もし、選択肢5番のように、会社の人健康保険の使用を許可したり、使用するよう指示があったとしても、健康保険を使ってははいけません。

### 労災保険について

治療費は原則として無料ですし、給料の代わりになる休業補償給付は賃金の8割相当額を受け取ることができます。

**業務上**発生した**病気**も健康保険ではなく、労災保険の対象です。例えば、新型コロナウイルスに感染した場合、その感染経路が業務によることが明らかな場合は労災保険の対象です。

また、通勤途中のけがは通勤災害になりますので、健康保険の対象にはなりません。お近くの労働基準監督署へ相談してください。